



Vol.17

弁護士 岡 正俊
狩野・岡・向井法律事務所

★労働事件について

今回は少し趣向を変えて、私が現在代理人を務めている事件についてみてみたいと思います。

以下あげた事件は、①平成27年10月30日現在、裁判所、労働委員会に係属している事件で、②私が代理人を務めている事件です。また、③同じ会社で複数の事件がある場合は、それぞれを一つの事件としてカウントしています。④原告が複数の場合は一つの事件としています。

なお、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、私共の事務所では、基本的に二人以上の弁護士が組んで代理人を務めており、私が主任やメインの代理人を務めているわけではない事件も含まれています。

1 件数

上記のような条件で、私が現在代理人を務めている事件を数えてみると、21件ありました。

交通事故の事件を何件も抱えている損害保険会社の顧問弁護士の

先生や、一般民事事件を広く扱っている弁護士の先生に比べると、数としてはそれほど多くないのではないかと思います。ただし、労働事件は一般民事事件と比べると、事実関係が複雑であったり、事実関係に争いがある点が多くったり、準備書面や証拠のボリュームが多かったりするので、一件当たりの重さはかなりあると思います。

また、裁判所や労働委員会に係っている事件以外に、弁護士同士で裁判外交渉を行っている事件や団体交渉に出席している事件もかなりありますので、感覚としては結構な事件を抱えていると思います。

2 手続

手続別にみてみると、通常の民事訴訟事件が16件、労働審判事件が1件、仮処分等の民事保全事件が2件、民事調停事件が1件、労働委員会の不当労働行為救済命令申立事件が1件となっています。

以外と労働審判事件が少ないと思われるかもしれません、ご存じの通り労働審判事件は期日が3回

以内とされており、通常1回目あるいは2回目で調停が成立して終了します。例えば年間を通してみると、労働審判の件数は多いと思いますが、回転が早いので、抱えている件数としてはそれほど多くないということになるのだと思います。

これに比べて通常の民事訴訟事件はやはり審理期間が長いです。現在係属している事件で最も長いものは2年近くになります。

労働委員会の事件も意外と少ないと思われるかもしれません。労働委員会に申立を行うのはほとんど合同労組・ユニオンといわれる労働組合ですし、東京はともかく、地方の労働委員会では年間を通して新規申立が10件もないところも多いと思いますので、件数はそれほど多くないと思います。今年を振り返ってみても、多いときでも同時に係属している件数は3件でした。

3 事件の内容

事件の内容別にみてみると、解雇や休職期間満了による退職の事件が5件、残業代請求・賃金支払請求事件が6件、労災事件が5件、パワハラ事件が2件、配転事件が2件、

不誠実交渉事件が1件となっています。

解雇事件、残業代請求事件が多いのは、全国的な統計とも一致しているのではないかと思います。それ以外で特徴的なのは、労災事件が多いということでしょうか。

弁護士同士の交渉も含めると労災事件は10件になります。労災事件は、請求金額が非常に高額になることも多く、医学的な主張・立証が必要であったり、場合によっては専門的な知識が必要なこともあります。事実関係が複雑になることが多いので、時間がかかることが多いです。

交渉案件も含めた10件中、被災者が亡くなられた事件は4件あり、被災者が亡くなられたケースは対応も難しく、事件になってしまふことも一定程度はあるといえるかと思います。

10件中8件は労災保険給付がなされています（労災申請が認められています）。やはり労災事件では、労災申請が認められてから、会社に損害賠償を請求してくるケースが多いといえるかと思います。